泉佐野市立中学校屋外運動場照明設備の利用に係る負担金に関する要綱

（趣旨）
第１条 この要綱は、泉佐野市立学校施設使用条例（平成13年泉佐野市条例第17号）並びに泉佐野市立学校施設使用条例施行規則（平成14年泉佐野市教育委員会規則第4号）の規定に基づき、中学校施設の屋外運動場を使用する者が、照明設備を利用する場合の負担金（以下「負担金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（負担金）
第２条 負担金は、別表のとおりとする。

（負担金の支払い）
第３条 負担金の支払いは、泉佐野市教育委員会（以下「委員会」という。）が発行するコインの購入によるものとする。
２　コインの返却による負担金の払い戻しは行わない。

（委任）
第４条 この要綱に定めるもののほか、負担金について必要な事項は、委員会が定める

附 則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

学校	学校施設	単位	金額
泉佐野市立佐野中学校	屋外運動場照明設備	１時間	１，０００円
泉佐野市立新池中学校	屋外運動場照明設備	１時間	１，０００円
泉佐野市立第三中学校	屋外運動場照明設備	１時間	１，０００円
泉佐野市立長南中学校	屋外運動場照明設備	１時間	１，０００円